

○神奈川県警察けん銃使用及び取扱細則

(昭和 37 年 10 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 21 号)

最終改正 令和 7 年 9 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 14 号

神奈川県警察けん銃警棒等使用および取扱い細則を次のように定める。

神奈川県警察けん銃使用及び取扱細則

神奈川県警察官のけん銃の使用及び取扱いについては、警察官等拳銃使用及び取扱い規範(昭和 37 年国家公安委員会規則第 7 号)によるほか、この訓令の定めるところによる。

主な内容は、

- 総則
- 使用等
- 携帯及び装てん
- 訓練
- 保管
- 手入れ
- 雑則

等である。